

## 研究活動における不正行為への対応等に関する規程

株式会社高純度化学研究所

### (目的)

- 5 第1条 本規程は、株式会社高純度化学研究所（以下「当社」という。）における公正な研究活動を推進するとともに、競争的資金等により行われているすべての研究活動における不正行為が生じた場合に適正に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### 10 (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 研究活動

15 当社において、文部科学省その他の政府機関及びそれらの政府機関が所管する独立法人から配分される競争的資金等により行われているすべての研究活動をいう。

#### (2) 研究者

20 当社において、(1)の研究活動に関わるすべての研究職員、技術職員及び事務職員（以下「研究者等」という）。外部及び他の機関に所属する研究者も本規程の研究者等に含む。この場合は、本規程を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

#### (3) 不正行為

第6条第1項に定める「特定不正行為」及び第2項に定める不適切な行為をいう。

#### (4) 配分機関

25 競争的資金等を配分する機関（文部科学省その他の政府機関及びそれらの政府機関が所管する独立法人）をいう。

### (最高管理責任者)

30 第3条 当社に、公正な研究活動について実質的な責任と権限をもつ者として、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、当社における不正行為の防止等に関して総括するとともに、当社における不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置を講じる。

### (研究倫理教育責任者)

35 第4条 当社に、不正研究行為の防止活動の啓蒙に努め、公正な研究活動を遂行するための研究倫理教育を推進させるため、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、本規程 第2条 (2) に定める研究者を対象に、必要に応じて研究倫理教育を実施する。

### (研究者の責務)

40 第5条 研究者は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動の正当性を証明するために研究データを一定期間(特に指定がない限りは15年間)保存し、必要な場合には開示しなければならない。
- 5 4 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(特定不正行為)

第6条 研究者は、次に掲げる不正行為(以下、「特定不正行為」という。)を行ってはならない。

- 10 (1) 捏造  
存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん  
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工する行為
- 15 (3) 盗用  
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用する行為
- 2 研究者は、一般的に不正な行為と解されている以下の不適切な行為を行ってはならない。
- 20 (1) 二重投稿  
他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (2) 不適切なオーサーシップ  
著者としての資格がない者を著者として含める行為、及び著者としての資格を有する者を除外する行為
- 25 (3) 利益相反  
研究活動等に従事する研究者としての義務よりも、自己または第三者の利益を優先させる行為

30 (告発窓口)

第7条 当社内外から不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口(以下、「告発窓口」という。)を設置する。

- 2 不正行為に関する告発等を受けた場合、窓口の担当者は、迅速かつ確実に最高管理責任者へ報告をする。
- 35 3 告発は、告発窓口に対する書面、電話、FAX、電子メール、面談で受け付けるものとする。
- 4 告発窓口の連絡先等は、当社ホームページにて公開する。

(秘密保護義務)

40 第8条 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで関係者の秘密保持の徹底を図るものとする。

(予備調査)

第9条 当社は、告発を受け付けた後速やかに、調査委員会を設置し、告発内容の合理性等について予備調査を実施する。

2 調査委員会は、会社に属さない第三者機関からの外部有識者を半分以上含み、且つ、すべての調査委員は、委員告発者及び被告告発者と直接利害関係のない者で構成する。

3 調査委員会は、予備調査を速やかに実施し、告発等の受付から一月以内に調査結果を最高管理責任者へ報告するものとする。

(本調査)

第10条 予備調査の結果、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行うことを決定した日から一月以内に本調査を実施する。

2 本調査に当たっては、調査委員会が実施する。

3 当該事案に係る配分機関等に対し、本調査を行う旨の報告をしなければならない。

(調査の通知)

第11条 本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告告発者に対し、本調査を行うこと並びに調査委員会の委員の構成等について通知し、調査への協力を求めるとともに、告発者及び被告告発者などの関係者は、調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

2 告発者及び被告告発者は、本調査の調査委員会の構成について異議がある場合は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

3 異議申立てがあった場合は、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告告発者に通知する。

(認定)

第12条 調査委員会は、本調査開始日より三月以内に不正行為に該当するかどうかについての認定を行うものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第13条 当社は、調査結果を速やかに告発者及び被告告発者に通知する。

2 当社は、その事案に係る配分機関等に当該調査結果を報告する。

3 悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第14条 特定不正行為と認定された被告告発者は、調査結果に対して不服がある場合は、通知を受理した日の翌日から起算して7日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。但し、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

2 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。

- 3 不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 4 被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合は、告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等に報告をする。
- 5 5 調査委員会が再調査を開始した場合は、一月以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 6 不服申立ての却下や再調査開始の決定をした場合は、その事案に係る配分機関等に報告をする。
- 7 7 当社は、報告を受けた再調査の結果を速やかに被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、その事案に係る配分機関等に報告をする。

(調査結果の公表)

- 第15条 当社は、特定不正行為が行われたと認定された場合であって、その重要性から必要と考えられるときは、速やかに調査結果を当社ホームページにて公開する。
- 2 公表する調査結果の内容(項目等)は、当社の定めるところによる。
  - 3 当社は、特定不正行為がなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。但し、悪意に基づく告発の認定があった場合は、調査結果を当社ホームページにて公表する。

(是正措置)

- 第16条 本調査の結果、不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置をとるものとする。
- 2 最高管理責任者は、是正措置等の内容をその事案に係る配分機関等に報告をする。

(附則)

本規程は、2017年 8月 15日より実施する。  
本規程は、主管部署を先端材料研究部とし、管理者をその部長とする。

(改版記録)

- 30 初版 制定：2017年 8月 1日 施行：2017年 8月 15日